

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 19 回 総 会

平成28年9月9日

第19回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年9月9日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 栞 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美

大 橋 秀 行 山 口 政 高 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史

浦 坪 昇 小 瀬 功 福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) なし

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

(2) 非農地証明願いについて

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、25名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第19回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、14番須崎委員、15番栗原委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第19回総会総括表。3条所有権の移転は、3件で田4,864㎡、畑1,326㎡、計6,190㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、8件で田2,972㎡、畑4,797㎡、計7,769㎡でございます。非農地証明願いは、1件で畑152㎡、計152㎡でございます。合計は、12件で田7,836㎡、畑6,275㎡、総合計は、14,111㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、久生屋町字板敷■■■■番、台帳畑、現況畑、面積598㎡ほか計2筆627㎡でございます。譲渡人は、有馬町■■■■さん。理由は、離農のためということでございます。譲受人は、久生屋町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも50aです。農作業歴は、5年です。通作距離又は時間は、自宅より0.1kmです。世帯員等従事者は、2人です。理由は、農地を集約し作業の効率を上げるということでございます。

2番、飛鳥町佐渡字富士ノ谷■■■■番、台帳畑、現況畑、面積99㎡ほか計5筆1,971㎡でございます。譲渡人は、飛鳥町佐渡■■■■さん。理由は、高齢により耕作困難ということでございます。譲受人は、飛鳥町佐渡■■■■さん。所有面積23a、耕作面積74aです。農作業歴は、4年です。通作距離又は時間は、自宅より0.2kmです。世帯員等従事者は、2人です。理由は、農業経営規模拡大し、茶、栗等栽培をするということで

ございます。

3番、五郷町寺谷字中ヒソ平■■■■番、台帳田、現況畑、面積528㎡ほか計9筆3,592㎡でございます。譲渡人は、共有者五郷町寺谷■■■■さん、南牟婁郡御浜町■■■■さん。共有者■■■■さんの譲渡理由は、病弱で耕作困難ということでございます。共有者■■■■さんの譲渡理由は、遠隔地に居住しているため耕作できないということでございます。譲受人は、奈良県吉野郡下北山村■■■■さん。所有面積、耕作面積とも126aです。農作業歴は、12年です。通作距離又は時間は、自宅より15kmです。世帯員等従事者は、1人です。理由は、農業経営規模拡大し、茶栽培をするということでございます。

第1号議案の1番、2番、3番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、久生屋町お願いいたします。

12番（松本委員） 12番、松本です。

第1号議案の1番について地元委員として説明させていただきます。

本件は、譲渡人の■■■■さんが離農のため、■■■■さんが農地を譲り受けるものであります。現地は、■■■■さんの農地の地つづきであります。

■■■■さんは、公務員であります。休みを利用して農作業に従事しており、農作物を県内外で販売しており、取得される農地の利用が図られるため地元委員として何ら問題ないと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、2番について、飛鳥町お願いいたします。

16番（杉谷委員） 16番、杉谷です。

第1号議案の2番について説明させていただきます。

現地は、国道42号から国道309号へ入って五郷町方面へ■■■■ほど行ったところでは、

譲り渡し人は、申請地と同じ飛鳥町佐渡にお住いの方で、申請地を亡くなった夫から相続しましたが、自分自身も高齢であるし、子供さん二人は、県外に嫁いでいるので、耕作、管理できず耕作放棄地となっていたもので、

この際、隣接する農地の所有者に譲り渡したいということです。

譲受人は、申請地の近くにお住まいの方で、現在、飛鳥町小阪地内で紫蘇栽培などの農業を行っております。

今回は、昨年11月に、農地法の許可を得て購入した農地に隣接している農地を譲渡人が売りたいということで、これを譲り受け、農業経営規模を拡大したいということです。

昨年11月に購入した農地についても、今回申請した農地も山林近くの傾斜地で、トラクターや軽トラックを乗り入れる道もないため、農地法の許可を得て道をつける計画をしており、また、獣害への対策を考えたり、草刈りを行って、耕作に向けての準備中ということでございますが、

事務局で、農地法第3条許可の判断基準を調べてもらったところ、農林水産省の農地法関係事務に係る処理基準というのがありまして、その中には、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等当該農地等を常に耕作し得る状態に保つ行為が行われていれば、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行っている」と認められるものとする。

効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるかについての判断に当たっては、農地等の効率的な利用が確実に図られるかを厳正に審査する必要があるが、いたずらに厳しく運用し、排他的な取扱いをしないよう留意すること。

耕作又は養畜の事業以外の土地を利用した事業を行っている者、例えば不動産業者などから農地を取得する申請があった場合は、審査を特に厳正に行わなければならない。とされていることからしても、この案件につきましては、耕作放棄地の解消にもなり、地元委員としては問題ないと思います。

農機具等につきましては、トラクター、田植機、シソ刈機、軽トラックなどを所有しており、農業経験もあり問題ないと思いますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 次に、3番について、五郷町お願いいたします。

17番（増田委員） 17番、増田です。

第1号議案の3番についてご説明申し上げます。

現地は、寺谷の■■■■■前の農地です。

譲渡人の、共有者である■■■さん、■■■さんそれぞれが病弱、遠隔地にお住まいという事情から、今回、以前から遊休農地を茶畑として再生している

下北山村の■■さんと譲渡の話がまとまったとのことでございます。この9筆については、一部、近隣の住民の方々が耕作をされていますが、それ以外は大変荒廃しており、近くの農地を所有する方からもその影響を大変苦慮していたところでございます。8月30日に現地において聞き取り調査をさせていただきました。譲受人の■■さんは、既に7千本余りの茶の苗木を植栽しており、以前、五郷町内で買った農地についても申請に沿って適切に活用管理、保全管理をされており、また、お茶に対する耕作意欲が大変強いことから経営規模を拡大のための申請であるということでございます。申請農地9筆と過去の申請により取得し植栽している農地と合わせて約2万本近くになる予定とのことでございます。なお、今後の耕作計画ですが、今回申請した農地の中でセイタカアワダチソウが繁茂している農地もあり、完全な除去には3年くらいかかることから、できるところから順次床抜き、耕起そして苗木の植栽をしていくということでございます。また、将来の茶摘み、剪定等作業の機械化も考えており、今後作業道の新設申請もしていく予定でございます。

譲受人の■■さんについては、高齢であるため地元委員としても生産法人化について、今後行政と合わせて相談しながら進めていく予定にしております。今回の申請については、荒廃農地が減ることからも、この案件につきましては地元委員として何ら問題ないと思っておりますのでよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、紀和町和気字立嶋[ ]番、台帳畑、現況畑、面積370㎡ほか計2筆565㎡でございます。利用目的といたしましては野菜栽培をすることとでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、被相続人[ ]さんの相続人紀和町和気[ ]さん。借受人は紀和町和気[ ]さん。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということとでございます。

2番、紀和町和気字立嶋[ ]番、台帳畑、現況畑、面積419㎡でございます。利用目的といたしましては野菜栽培をすることとでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、被相続人[ ]さんの相続人紀和町和気[ ]さん。借受人は紀和町和気[ ]さん。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということとでございます。次のページをお開きください。

3番、紀和町和気字御厩地[ ]番、台帳畑、現況畑、面積743㎡ほか計2筆1,119㎡でございます。利用目的といたしましてはレンコン栽培をすることとでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町和気[ ]さん。借受人は紀和町和気[ ]さん。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということとでございます。

4番、紀和町和気字御厩地[ ]番、台帳畑、現況畑、面積297㎡ほか計5筆2,651㎡でございます。利用目的といたしましては野菜、レンコン栽培をすることとでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、被相続人[ ]さんの相続人京都府京都市[ ]さん。借受人は紀和町和気[ ]さん。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということとでございます。次のページをお開きください。次のページをお開きください。

5番、紀和町とだけ記入しておりますが、紀和町の文字の下に和気と付け加えていただきますようお願いいたします。

5番、紀和町和気字御厩地[ ]番、台帳畑、現況畑、面積852㎡でございます。利用目的といたしましては野菜栽培をすることとでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、被相続人[ ]さんの相続人南牟婁郡紀宝町[ ]さん、大阪府池田市[ ]さん。借

受人は紀和町和気[ ]さん。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

6番、こちら先ほどと同じように紀和町の下に和気と付け加えていただきますようお願いいたします。

6番、紀和町和気字御厩地[ ]番、台帳畑、現況畑、面積509㎡でございます。利用目的といたしましては野菜栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、被相続人[ ]さんの相続人と歌山県新宮市[ ]さん。借受人は紀和町和気[ ]さん。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということでございます。次のページをお開きください。

7番、紀和町和気字御厩地[ ]番、台帳畑、現況畑、面積323㎡ほか計3筆1,383㎡でございます。利用目的といたしましては野菜栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、被相続人[ ]さんの相続人神奈川県横浜市[ ]さん。借受人は紀和町和気[ ]さん。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

8番、こちら先ほどと同じように紀和町の下に和気と付け加えていただきますようお願いいたします。

8番、紀和町和気字御厩地[ ]番、台帳畑、現況畑、面積271㎡でございます。利用目的といたしましては野菜栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、被相続人[ ]さんの相続人大阪府守口市[ ]さん、奈良県生駒郡平群町[ ]さん。借受人は紀和町和気[ ]さん。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

承認事項1については、いずれも農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番から8番について紀和町お願いいたします。

25番(栗須委員) 25番、栗須です。

承認事項1の1番から8番について、借受人が一人ですので、まとめて説明をさせていただきたいと思っております。



ただいま事務局から説明のあったとおりで、場所は、和気地内で、借受人の家から徒歩で3分程度のところです。

借受人の■■■■さんは、ただいま39歳で、6年前に熊野市の地域おこし協力隊で上川地区に赴任してきまして、任期3年間の間にまちづくり協議会と協力し合ってレンコン畑の立上げとか色々と力を尽くしていただきました。任期を終えた後も和気地区に住まれてまして、結婚もされています。このたび新規就農者として本格的に農業を始めたいということで、貸渡人の方々にお願いしたところ、遠方に住んでいる又は高齢で田畑の管理はできないということで快く皆さんが貸してくれました。地元の農業委員としましては、荒廃した農地がよみがえるということと就農者が増えるということが大変ありがたいお話なので、何ら問題ないと思いますので皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 　ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（な　　し）

議 長 　ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 　ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に承認事項2非農地証明願ひについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 　1番、有馬町字羽市木■■■■番■■■■、台帳畑、現況宅地、面積152㎡でございます。出願者は愛知県名古屋市■■■■さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和43年に叔母の夫が住宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、位置図、配置図、現況写真、家屋登記事項証明書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調

査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、有馬町お願いいたします。

11番（室谷委員） 11番、室谷です。

承認事項2の1番について説明させていただきます。

場所は、羽市木の青年の家の横の路地をまっすぐ行って紀勢線の線路に突き当たります。

現状は、ここに書いてある通り既に家と倉庫が建っております。周りはほとんど住宅であり、周りに対する影響はないです。地元委員としては、何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

（な し）

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

9月1日に地元委員さんと現地を見させていただきました。今の地元委員さんの説明のとおりで何も言うことはございません。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は、すべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

（な し）

議 長 なければ、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

お手元に、先進地視察行程の案を配布させていただいております。松阪市の辻製油株式会社と有限会社木曾岬農業センターを中心に視察研修を実施したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、次回の現地調査ですが、9月29日、木曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。

また、次回の第20回総会は、10月7日、金曜日、午前9時30分から、駅前の文化交流センターでの開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長 これをもちまして、第19回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時02分)